

京都市告示第563号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年2月6日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
河井寛次郎記念館	京都市東山区渋谷通本町東入四丁目鐘鑄町 568 番, 569 番 京都市東山区五条坂若宮八幡前下る慈法院庵町 577 番
寺田邸	京都市上京区榎木町通堀川西入講堂町 243 番
智慧夢工房 二九	京都市南区唐橋川久保町 29 番, 29 番 4 (一部), 29 番 13 (一部)
神光院	京都市北区西賀茂神光院町 120 番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)